

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台（その2）

(注) 本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、各事項につき補足説明を記載している。

第6 嫡出推定制度の見直しに伴うその他の検討事項

1 嫡出の承認の制度の見直しについて

否認権者や否認権の行使期間の拡大に伴い、子の身分関係の安定を図る観点から民法第776条を実効化するための方策について、引き続き検討する。

(注) 民法第776条を実効化するための方策としては、同条の要件を明確化することや、一定の期間経過等により、社会的な親子関係が形成されているといえる場合には、同条の承認があったものとみなすことなどが考えられる。

(前回からの変更点)

前回からの変更点はない。

2 推定の及ばない子に関する外観説の明文化

この問題の取扱いについては、前回からの変更点はない。

3 認知制度の見直し

(1) 未成年の子の認知に関する規律の見直し

下記(2)の見直しに伴って、嫡出でない未成年の子の認知に関し、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

嫡出でない子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。ただし、認知をしようとする者が子の父であることを証明したときは、この限りでない。(注1)

(2) 認知の効力を争う手続に関する見直し

認知取消し及び認知無効に関する規律を、次のように見直すことについて、引き続き検討する。

ア 認知取消しに関する規律

① 認知が事実と反するときは、認知は取り消すことができる(注2)。

② 認知の取消しは、認知取消しの訴えによる。

③ ②の訴えは、嫡出否認の訴えとの均衡を考慮し、一定の提訴権者が、一定の期間内に限り、提起することができることとする。

イ 認知無効に関する規律

④ 父が、反対の事実を知りつつ、子に日本の国籍を取得させる目的その他

の不正の目的で認知したときは、その認知は当然に無効とする。

⑤ 子が日本の国籍を取得する目的その他の不正の目的で認知の承諾をしたとき、又は、子の法定代理人が、子に日本の国籍を取得させる目的その他の不正の目的で認知の承諾をしたときも、同様とする（注3）。

5 (注1)【成年】【15歳】に達しない子の承諾については、法定代理人によってされることを想定している。

10 (注2) 認知の取消事由については、本文①の案のほか、生物学上の父子関係がなく、かつ、認知者が、生物学上の父子関係の有無やそのほかの事情について錯誤があった場合や、第三者による詐欺や強迫によって認知がされた場合に限り、認知の取消しを認めることとする案も考えられる。

(注3) 認知の無効事由については、④及び⑤の場合のみならず、認知者に認知意思や意思能力がない場合等にも、認知を無効とすることが考えられる。

(前回からの変更点)

15 1 未成年の子の認知に関する規律の見直しについて ((1)本文)

第12回会議での指摘を踏まえ、嫡出でない子の認知に関する規律の見直しであることを明示するために、(1)の冒頭に「嫡出でない未成年の子の認知に関」する見直しであることを明記した。

20 2 その他の認知の無効事由について (注3)

(2)イの本文④及び⑤では、認知が無効になる場合として、父が反対の事実を知りつつ、子に日本の国籍を取得させる目的その他の不正の目的で認知したとき及び子が日本の国籍を取得する目的その他の不正の目的で認知の承諾をしたとき、又は、子の法定代理人が、子に日本の国籍を取得させる目的その他の不正の目的で認知の承諾をしたときを挙げているが、現行法上、認知者に認知意思がない場合、意思能力がない場合、届出がないにもかかわらず過誤により戸籍に認知の記載がされた場合等にも認知が無効になると解釈されており、認知無効に関する規律を見直したとしても、これらの場合の認知は引き続き無効とすることが考えられるので、その旨を注3に付記することとしている。

30

4 嫡出の用語の見直し

この問題の取扱いについては、前回からの変更点はない。